日社福士2012-500 2013年1月21日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部長 岡田 太造 様

> 社団法人日本社会福祉士会 会長 山村 睦

障害者虐待防止対策支援事業実施要綱の改正及び運用改善に関する要望

【要望の主旨】

① 日本弁護士連合会と日本社会福祉士会(以下、「両会」という)は、都道府県・市町村の虐待対応における専門性の強化を支援するため、2006年度より虐待対応専門職チーム(以下、「専門職チーム」という)を都道府県域に設置し、高齢者分野における虐待対応ケース会議へのアドバイザーの派遣を進めてきた。会議では、高齢者虐待対応に精通した弁護士と社会福祉士からなる専門職チームが、それぞれの視点から、担当者の対応力を高めるための助言を行うという支援に継続的に取り組んできた。

具体的な活動状況として、37府県に専門職チームが設置され、その内の13県で専門職チームと市町村との契約が行われている(2011年度本会調査)。また、契約市町村数は129であるが、前年度と比較して2倍以上の伸びを示しており、専門職チームは、高齢者虐待対応において、一定の蓄積を積み重ねてきた。

高齢者虐待対応におけるこうした実績と経験をふまえ、両会は、2012年10月の障害者虐待防止法の施行を受け、今後、専門職チームの活動範囲を拡充し、障害者虐待においても同様の支援を提供できるよう、関係行政に働きかけるとともに、専門職チーム登録者の研修等の準備を進めているところである。

- ② 厚生労働省においては、障害者虐待対応の専門性を強化するため、障害者虐待防止対策支援事業に「法的専門性強化事業」(以下、「同事業」という)を組み込み、「弁護士会、司法書士会等の司法関係団体の協力を得て、虐待を受けた障害者の保護や権利擁護に係る法的な問題の対応方法について、都道府県・市町村職員、相談支援専門員等が専門的助言を得られるよう、地域における支援体制の専門性の強化を図る」としている。
- ③ 同事業の主旨は、前述の専門職チームの活動主旨と合致しているが、専門職チームをアドバイザーとして派遣する場合の現在の解釈は、弁護士の派遣については同事業を適用し、社会福祉士については司法関係団体ではないとの理由から、家庭訪問等個別支援事業の「⑤その他地域の実情に応じて行う事業」を適用するとされている。

この解釈は、以下の点で専門職チームの活動及び利用しようとする都道府県、市町村の実情に合致していないと考える。

- i)「法的専門性」とは、高齢者虐待防止法に定める一連の対応(通報受理、事実確認、権限行使等)を通じて、虐待を受けている障害者の保護と養護者支援、事業所や使用者に対する改善指導等を行い虐待の解消と再発防止を図るための専門性であり、それは「法の解釈や運用」等の側面と同時にアセスメントや支援計画の策定というソーシャルワーク的専門性も含まれる。実際の場面では、被虐待者、虐待者、環境を同時にアセスメントし、どんな支援計画を策定するかのアドバイスを求められることも多々あり、専門職チームとして、法律専門職と社会福祉士がチームでアドバイスする意義はまさにそこにある。
- ii) 専門職チームを活用する(したい) 都道府県・市町村にあっては、専門的アドバイ ザーの派遣を別々の事業で予算立てすることは繁雑であり、一本化が望ましい。
- ④ ついては、これまでの高齢者分野における実績と経験を活かし、来年度以降、障害者分野における専門職チームの一層の活用を促すため、障害者虐待防止対策支援事業実施要綱を改正し法的専門性強化事業の適用団体に社会福祉士会を明示するなどの改正、もしくは事務連絡等の発出により専門職チームの活用による社会福祉士の派遣は同事業が適用できる旨を明示して頂きたい。

【要望内容】

都道府県及び市町村が、障害者虐待対応における専門性強化のために、日本弁護士連合会と日本社会福祉士会が取り組んでいる「虐待対応専門職チーム」を活用する場合は、障害者虐待防止対策支援事業における「法的専門性強化事業」を一体的に適用することが可能となるよう所用の措置を講じていただきたい。

以上